

R 7 市川南中学校「部活動方針」生徒用

令和 7 年 4 月 1 日
市川南中学校

1 部活動の目的

- (1) 生徒がもっている共通の興味や関心を追及する活動である。
- (2) 原則として、学年の所属を離れた異年齢の集団による全生徒の活動である。
- (3) 教師の適切な指導のもとに生徒の自発的、自治的な活動が行われる場である。
- (4) 学校生活をより充実し、豊かにする活動である。
- (5) 個性を伸長し、自主性を育て、社会性の発達を図ろうとする活動である。

2 部活動を行う上での基本的考え

- (1) 全員入部制を基本とする。
- (2) 部活動は生徒会活動の一部であり、授業や生徒の健康の妨げにならないようにするとともに、他の活動ともバランスをとる中で活動を行う。
- (3) 部活動は定められた活動日・活動時間の範囲内で計画的に行う。
- (4) 休業日の活動は、家庭や地域の行事等を優先させ参加の強制はしない。
- (5) 部活動と他の学習活動や生徒会活動等が重複した場合は、原則、教育内大会 2 週間前を除き他の活動を優先させる。(教育内大会とは、運動部については選手権、総体、新人戦とする。)

3 部活動の所属・変更・退部

- (1) 全員入部制を基本とするが、特別な事情がある場合は保護者の同意を得て部活動に入部しないことを認める。また、学校外の活動に所属している場合、所属団体の活動をしながら本校の部活動に所属することを認める。
- (2) 部活動入部後は、3 年間その部に所属することを原則とするが、やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、顧問・担任と相談し、部活動の変更及び退部を可能とする。
- (3) 新入生の入部の手続きについては別に「部活動入部規定」に定める。
- (4) 生徒から柔道、空手、水泳、剣道等への大会参加希望があった場合、教育内大会について特設部として参加することを認める。ただし、峡南地区に専門部があり、教員が引率できる場合に限る。

4 活動日・活動時間

- (1) 活動日、活動時間の原則
 - ① 生徒の健康に留意し、学期中は原則、週あたり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日 1 日、土日で 1 日以上 of 休養日)。
 - ② 土日については、原則としてどちらか 1 日の半日の活動とし、もう一方の日は活動をしない。ただし、練習試合などの特別な場合はどちらか 1 日の終日の活動を認める。
 - ③ 1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度とする。学校の休業日は、3 時間程度とする。

- ④「きずなの日」及び学校閉庁日は、原則部活動を行わない。
- (2) 放課後の活動については、下校時刻を遵守し行う。
- (3) 長期休業期間中の活動日は、夏10日間、冬5日間、学年度末始め5日間を上限とし3時間程度の活動時間とする。ただし、原則として土日の活動は行わず、家庭・地域の行事ある場合はそちらを優先させる。

6 活動時間の延長・活動日の拡大

- (1) 教育内大会2週間前の週休日（その他大会は1週間前）は、両日とも活動してもよい。ただし、週休日・休日等における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。
- (2) 週休日・休日の活動が半日を超える場合及び週休日両日活動を行う場合は、学校長の許可を得る。
- (3) 特別な事情で活動時間の延長・活動日の拡大が必要な場合は、校長の許可を得て職員にも周知して実施する。

7 活動の休止

- (1) 中間テストは3日前から、期末テストは1週間前から学習取り組み期間として、テスト終了まで活動は行わない。ただし、大会前はこの限りではない。
- (2) 学園祭前の取り組み期間中は、取り組み時間確保のため、一定期間活動を休止する。

8 部活同時の服装

- (1) 部活動時の服装については学校で決められた制服・ジャージで行う。ただし、ユニフォームや小中体連で購入した服他、学校で練習着として認める服装は着用してもよい。
- (2) 大会前集中取組期間中は、ジャージによる登下校を認める。

市川南中学校「部活動入部規定」

1 入部手続き

新入生の入部について、生徒会オリエンテーション、部活動見学を経て行う。原則として第一希望の部への入部を認める。

2 入部までの日程

- | | |
|------|--|
| 4月始め | ・ 生徒会オリエンテーション，入部届（＊保護者の同意必要）配布
・ 仮入部で希望する部活動への参加許可 |
| 4月中旬 | ・ 入部届け提出 正式入部 |
| 4月下旬 | ・ 部会開催 |

3 活動への参加

- ①生徒会オリエンテーション後，正式入部まで仮入部として活動の参加を認める。
- ②正式入部までの休日練習の参加については，顧問，本人及び保護者の判断で決める。

4 その他

- ①学校外の活動に所属している生徒については，入部届けの際に，活動できない日をあらかじめ顧問に伝え，活動できる日に参加する。